

政府からのお知らせ



ご存知ですか？ —期限がせまっています—

国民年金保険料免除の申請期限

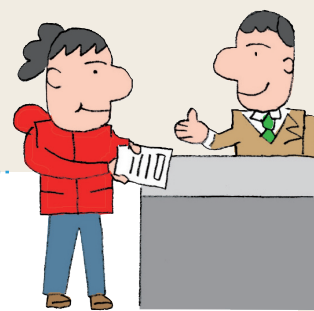
以下の方は、**国民年金保険料が免除**になります。**平成24年3月末日まで**にご本人から申請を行ってください。

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、昨年3月以降に避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方

 **お問い合わせ先** 各市町村役場またはお近くの年金事務所

財形住宅(年金)貯蓄の非課税扱いの引き出し期限

平成24年3月10日までに、財形住宅(年金)貯蓄を住宅の取得など以外の目的で引き出す場合、**利子など**に対する**所得税や住民税が非課税**になります。



非課税手続き

所得税… 税務署に申請して書面の交付を受け、その書面を金融機関に提出してください。*

お手続き／お問い合わせ先 お近くの税務署

住民税… 所得税の手続きをされた方は、手続きの必要はありません。*

お手続き／お問い合わせ先

財形住宅(年金)貯蓄を契約した金融機関の営業所などが所在する都道府県

※震災後、この措置が始まる前に引き出した方も、申請いただければ還付いたします。

